



福祉

介護保険制度

介護保険制度と問合先

介護保険制度は、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支えあうための制度です。

40歳以上の方が被保険者(加入者)となって保険料を

負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部(1割、2割又は3割)を支払って介護サービスを利用するしくみです。

▽問合先一覧

要介護認定申請の手続に関すること	65歳以上の方：地域包括支援センター(➡82・83P) 40歳以上64歳以下の方：介護保険課
具体的な認定結果に関すること	大森、調布の各地域福祉課(➡25P) 介護保険課認定担当 ☎5744-1478 ☎5744-1551
介護保険事業計画に関すること	介護保険課計画担当 ☎5744-1732 ☎5744-1551

介護保険料について

問合先 介護保険課資格・保険料担当

☎5744-1491 ☎5744-1551

▽65歳以上(第1号被保険者)の方

ご本人やご家族の特別区民税の課税状況及び所得に応じて、18段階の保険料になります(下表参照)。

納付方法は、年額が18万円以上の年金を継続して受給していて、日本年金機構(厚生労働大臣)等から大(令和6年度～令和8年度)

田区あてに通知がある場合は、年金支払い時(年6回)に差し引かれます。それ以外の方は、区から送付する納付書または口座振替により納めます。

▽40～64歳(第2号被保険者)の方

加入している医療保険ごとの算定方法により決められ、医療保険料と一括して徴収されます。

段 階	対象者	保険料(年額)
第1段階	①生活保護の受給者 ②老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税 ③中国残留邦人等支援給付の受給者 ④世帯全員が特別区民税非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万9,000円以下※	19,800円
第2段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円以下で、第1段階に該当しない	31,680円
第3段階	世帯全員が特別区民税非課税で、第1・2段階に該当しない	51,480円
第4段階	本人が特別区民税非課税(同じ世帯の方が特別区民税課税)で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万9,000円以下※	63,360円
第5段階	本人が特別区民税非課税(同じ世帯の方が特別区民税課税)で、第4段階に該当しない	79,200円
第6段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が120万円未満	87,120円
第7段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	99,000円
第8段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が210万円以上260万円未満	118,800円
第9段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が260万円以上320万円未満	126,720円
第10段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が320万円以上370万円未満	142,560円
第11段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が370万円以上420万円未満	150,480円
第12段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満	158,400円
第13段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が520万円以上700万円未満	186,120円
第14段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	217,800円
第15段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	241,560円
第16段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満	265,320円
第17段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が2,500万円以上3,500万円未満	289,080円
第18段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が3,500万円以上	312,840円

*表中の「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等に係る所得を除いた所得金額です。ただし、介護保険料の算定には給与所得が含まれている場合、給与所得から最大10万円を控除した金額を用います。

*表中の「合計所得金額」とは、年金や給与などの収入金額からそれぞれの必要経費に相当する金額を控除した所得金額の合計で、所得控除(扶養控除、医療費控除等)や損失の繰り越し控除をする前の金額をいいます。ただし、介護保険料の算定には租税特別措置法に規定される長期・短期譲渡所得に係る特別控除がある場合、特別控除額を控除した後の金額を用います。

*公費による負担軽減強化の継続により、第1段階から第3段階の保険料率が軽減されています。

※令和6年度は80万円以下



福祉

●介護保険料の納め忘れにご注意ください

▽保険料納付について…問合せ先 介護保険課収納担当

☎5744-1492 ☎5744-1551

▽給付制限について…問合せ先 介護保険課収納担当

☎5744-1492 ☎5744-1551

▽保険料減免について…問合せ先 介護保険課資格・保険料担当

☎5744-1491 ☎5744-1551

- ・介護保険料を1年以上滞納していると、「保険給付の支払い方法の変更」になります。
- ・介護保険料を1年6か月以上滞納すると、「保険給付の一時差し止め」になります。
- ・介護保険料を2年以上滞納すると、「保険給付の減額」及び高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

以上のように、介護保険料に滞納があると、サービスを利用する際にさまざまな制限を受けることになります。保険料の納め忘れがある場合は、すでにお送りしてある納付書で、区役所、各特別出張所またはお近くの金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアなどで

納めてください。お手元に納付書がないときは、介護保険課までご連絡ください。なお、災害などの特別な理由により生活が著しく困窮したときには、保険料の減免・猶予を受けることができる場合があります。

介護サービスを利用できる対象者

- (1)第1号被保険者(65歳以上)で、要支援・要介護の認定を受けた方
- (2)第2号被保険者(40歳から64歳)で、初老期における認知症、がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)、関節リウマチ、脳血管疾患などの老化が原因とされる16種類の特定疾病により要支援・要介護の認定を受けた方

なお、16種類以外の疾病による障がい者の方は、区の障がい者施策によるサービスが利用できますのでお問い合わせください。(障がい者に関する相談窓口 → 88P)

介護サービス利用までの流れ

介護保険によるサービスを利用するには、日常生活を営むうえで支援や介護が必要な状態かどうかの認定を受

ける必要があります。

1 申請	身体介護や生活援助を受けようとする本人またはそのご家族などが申請してください。申請すると「資格者証」と「負担割合証」を交付します。 ▽申請先 高齢者の相談窓口(➡82・83P)に申請してください。 ▽必要な書類など 要介護・要支援認定申請書、介護保険被保険者証、医療保険の加入情報が確認できるもの(資格情報のお知らせ、資格確認書、健康保険証等)、本人確認・マイナンバー確認書類 ※ただし、第2号被保険者の方は、医療保険の加入情報が確認ができるもの(資格情報のお知らせ、資格確認書、健康保険証等)持参し、介護保険課または地域福祉課(大森・調布)に申請してください。
2 訪問調査	区の職員または介護支援専門員等が、申請者の自宅や入院先の病院などを訪問し、心身の状況について本人やご家族の方から聞き取り調査を行います。
3 審査	コンピュータによる一次判定、主治医の意見書、介護認定審査会の審査などを経てどのくらいの介護が必要なのかを専門家が判定します。
4 認定	自立とみなされる非該当、要支援1～2、要介護1～5の8区分の認定をします。
5 結果の通知	申請者の要介護状態区分、認定の有効期間などが記載された「認定審査結果」と「介護保険被保険者証」を送付します。
6 介護サービス計画(ケアプラン)の作成	自分にあった介護(予防)サービスを利用するためにケアプランを作成します。ケアプラン作成費用は全額保険から給付されるので、自己負担はありません。 ▽要支援1～2…担当の地域包括支援センター(➡82・83P)又は指定を受けた居宅介護支援事業者に作成を依頼してください。 ▽要介護1～5…居宅介護支援事業者に作成依頼をしてください。 その後、居宅介護(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書を介護保険課給付担当に提出してください。
自立	介護保険の対象にはなりませんが、大田区が行う介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業等)を利用できます。高齢者の相談窓口(➡82・83P)にご相談ください。

介護サービスの種類

家庭で利用するサービス	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助や、利用者が単身もしくは家族等が障がいや疾病等の場合、またはやむを得ない事情があり家事が困難な場合に、炊事、掃除、洗濯など日常生活の手助けを行います。
	訪問看護	訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡を取りながら、病状を観察したり床ずれの手当てなどを行います。
	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、自立のために必要なリハビリテーションを行います。
	訪問入浴介護	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行います。看護師などが健康チェックも行います。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。
通所や短期間入所して利用するサービス	通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター(定員19名以上の日帰り介護施設)などに通い、食事、入浴の提供や、日常動作の訓練、レクリエーションなどが受けられます。
	通所リハビリテーション (デイケア)	医療施設や介護老人保健施設などに通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションなどが受けられます。
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	短期間(1週間程度)施設に宿泊しながら介護や機能訓練などが受けられます。福祉施設へ入所する「生活介護」と医療系の施設へ入所する「療養介護」があります。
生活上の負担を軽減するサービス	福祉用具貸与	車いす、特殊寝台、歩行器、床ずれ防止用具などを貸与利用できます。
	福祉用具購入費の支給	入浴補助用具、腰掛便座、簡易浴槽などの購入費を支給します。1年につき10万円を上限として、原則9割、8割または7割が保険から支給されます。貸与か購入かを選択できる用具もあります。
	住宅改修費の支給	手すりの取付けや段差解消のスロープ設置、引き戸への扉の取替えなど、小規模な改修を行う場合に、その改修費を支給します。20万円を上限として、原則9割、8割または7割が保険から支給されます。
施設に入所して受けるサービス	特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等に入所している高齢者等が、日常生活の支援や介護などが受けられます。
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、自宅での介護が困難な高齢者等が入所し、健康管理や機能訓練、日常生活の介護などが受けられます。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定し、治療よりは看護や介護が必要な高齢者等が入所し、医学的な管理の下で日常生活の介護や機能訓練が受けられます。
	介護医療院	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関の病床です。生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の支援をします。
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通して、毎月定額で複数回・短時間の定期訪問や随時の訪問介護・看護が受けられます。
	小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じ訪問のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて、多機能なサービスが毎月定額で受けられます。
	看護小規模多機能型居宅介護	通所を中心に訪問(介護・看護)、泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスが毎月定額で受けられます。
	夜間対応型訪問介護	夜間に安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。
	地域密着型通所介護	デイサービスセンター(定員18名以下の日帰り介護施設)などに通い、食事、入浴の提供や、日常動作の訓練、レクリエーションなどが受けられます。
	認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、専門的なケアを提供する通所介護です。
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら、少人数で共同生活する住宅です。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた定員29名以下の介護専用型有料老人ホームに入所している高齢者等が、健康管理や日常生活の介護などが受けられます。

※サービスの対象には、要介護度等によって限定されるものがあります。

居宅サービスの支給限度額について

問合先 介護保険課給付担当

☎5744-1622 ☎5744-1551

要介護状態区分毎の月額在宅サービス（訪問通所サービス、短期入所サービス、福祉用具貸与）には、支給限度額があります。

利用者自己負担額について

問合先 介護保険課給付担当

☎5744-1622 ☎5744-1551

利用者は、利用したサービス費用の原則1割、2割または3割を自己負担します。ショートステイ及び施設サービスを利用する場合は、食事代、居住費及び日常生活費なども自己負担となります。「福祉用具購入費」と「住宅改修費」については、81ページをご覧ください。

●利用者負担の軽減制度

軽減の種類	問合先
①高額介護サービス費の支給 ②高額介護サービス費などの貸付 ③高額医療合算介護サービス費の支給 ④居住費（滞在費）と食費の負担限度額認定制度 ⑤特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する利用者負担額減額、免除 ⑥生計困難者に対する利用者負担額軽減制度 ⑦災害などによる利用料の減免 ⑧境界層措置 ⑨認知症高齢者グループホーム家賃等軽減制度	介護保険課 給付担当 ☎5744-1622 ☎5744-1551



福祉

高齢者の方へ

相談窓口

●地域包括支援センター

区では、区内23か所の地域包括支援センターで高齢者に関するご相談に応じています。社会福祉士等専門職がお話を聞き、必要に応じて自宅に伺って、適切な保

健福祉サービスが受けられるよう支援します。介護保険の認定申請、総合事業のご相談、各種申請代行等を行います。

お住まいの地域		地域包括支援センター	所在地	電話番号 FAX
特別出張所名	担当区域			
大森西	大森西1～7丁目	地域包括支援センター大森	大森西2-16-2	☎5753-6331 ☎5753-6332
	大森中1丁目1～21、2丁目1～12・19～24、3丁目1～5・9～36、大森東1～3丁目、大森本町1丁目9～11、2丁目及び平和の森公園	地域包括支援センター平和島	大森東1-31-3-105 大森東地域センター内	☎5767-1875 ☎5767-1876
入新井	特別出張所管内	地域包括支援センター入新井	大森北4-6-7 大森北四丁目複合施設2階	☎3762-4689 ☎3762-7465
馬 込	北馬込、中馬込、西馬込の全域、東馬込1丁目1～32、南馬込1丁目1～4・6・7	地域包括支援センター馬込	中馬込1-19-1-101	☎5709-8011 ☎5709-8014
	山王4丁目11～20、東馬込1丁目33～50、2丁目、南馬込1丁目5、8～60、南馬込2～5丁目及び馬込特別出張所管内の南馬込6丁目	地域包括支援センター南馬込	南馬込3-13-12	☎6429-7651 ☎6429-7652
池 上	特別出張所管内	地域包括支援センター徳持	池上7-10-5	☎5748-7202 ☎5748-7232

お住まいの地域		地域包括支援センター	所在地	電話番号 FAX
特別出張所名	担当区域			
新井宿	山王3丁目、山王4丁目 1～10・21～33、中央 1～4丁目	地域包括支援センター 新井宿(大森医師会)	中央1-21-6 新井宿特別出張所2階	☎3772-2415 ☎3772-2472
嶺 町	特別出張所管内	地域包括支援センター 嶺町	田園調布本町7-1 嶺町特別出張所2階	☎5483-7477 ☎5483-7488
田園調布	特別出張所管内	地域包括支援センター 田園調布	田園調布1-30-1 田園調布特別出張所2階	☎3721-1572 ☎5755-5707
鵜の木	特別出張所管内	地域包括支援センター たまがわ	下丸子4-23-1 特別養護老人ホームたまがわ内	☎5732-1026 ☎5732-1027
久が原	特別出張所管内	地域包括支援センター 久が原	仲池上2-24-8 特別養護老人ホーム池上となり	☎5700-5861 ☎5700-5841
雪 谷	特別出張所管内	地域包括支援センター 上池台	上池台5-7-1 特別養護老人ホーム好日苑内	☎3748-6138 ☎3748-6139
千 束	特別出張所管内	地域包括支援センター 千束(田園調布医師会)	北千束2-35-8 千束特別出張所内	☎3728-6673 ☎3728-6735
六 郷	南六郷1～3丁目 東六郷1～3丁目 仲六郷1～4丁目 南蒲田2丁目23・28～30	地域包括支援センター 六郷	仲六郷2-44-11 六郷地域力推進センター2階	☎5744-7770 ☎5744-7780
	西六郷1～4丁目	地域包括支援センター 西六郷	西六郷3-1-7 プラウドシティ大田六郷1階	☎6424-9711 ☎6424-9661
矢 口	特別出張所管内	地域包括支援センター やぐち	矢口1-23-12 特別養護老人 ホームゴールデン鶴亀ホーム内	☎5741-3388 ☎3758-4411
蒲田西	多摩川1丁目8～10番、11 番1～8号、12～14番、西 蒲田1～8丁目、東矢口1丁 目、東矢口2丁目1～17番	地域包括支援センター 西蒲田	西蒲田7-49-2 社会福祉センター7階	☎5480-2502 ☎5480-2503
	新蒲田1～3丁目、多摩川1 丁目1～7番、11番9～20 号、15～36番、多摩川2丁 目、東矢口2丁目18～20 番、東矢口3丁目	地域包括支援センター 新蒲田	新蒲田1-18-16 新蒲田一丁目複合施設3階	☎6715-9731 ☎6715-9732
蒲田東	東蒲田1～2丁目 蒲田1～ 3丁目、5丁目	地域包括支援センター 蒲田	蒲田2-8-8 特別養護老人ホーム蒲田内	☎5710-0951 ☎5710-0953
	南蒲田1・3丁目、南蒲田2 丁目1～22、24～27、蒲 田本町1～2丁目、蒲田4丁 目及び蒲田東特別出張所管 内の西糀谷1丁目	地域包括支援センター 蒲田東	蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア1階	☎5714-0888 ☎5714-0880
大森東	特別出張所管内	地域包括支援センター 大森東	大森南4-9-1 大森東特別出張所2階	☎6423-8300 ☎6423-8350
糀 谷	特別出張所管内	地域包括支援センター 糀谷	東糀谷1-19-21 東糀谷老人いこいの家内	☎3741-8861 ☎3741-8867
羽 田	特別出張所管内	地域包括支援センター 羽田	羽田1-18-13 羽田地域力推進センター2階	☎3745-7855 ☎3745-7032

▽窓口開設時間 平日：午前9時～午後7時、土曜：午前9時～午後5時(日曜、休日、12月29日～1月3日は休み)
窓口開設時間外は、高齢者ほっとテレフォン☎3773-3124(平日：午後5時～翌日午前8時30分。
土・日曜、休日、12月29日～1月3日：24時間受付。)をご利用ください。

※問合先がご不明の場合は、高齢福祉課高齢者支援担当へ ☎5744-1250 ☎5744-1522



福祉

健康

●一般介護予防事業

問合先 高齢福祉課高齢者支援担当

☎ 5744-1624 ☎ 5744-1522

高齢者の心身の健康を維持するために、「いきいき公園体操」「認知症予防体操」「ポールウォーク」等、様々な教室を行います。

●高齢者インフルエンザ予防接種

問合先 感染症対策課

☎ 4446-2643 ☎ 5744-1524

区内に住所を有する65歳以上の方及びその他法令で指定されている方を対象に、10月1日から1月31日の間実施しています。対象の方に予診票を郵送します。

●高齢者新型コロナウイルスワクチン接種

問合先 感染症対策課

☎ 4446-2643 ☎ 5744-1524

区内に住所を有する65歳以上の方及びその他法令で指定されている方を対象に、10月1日から3月31日の間実施しています。対象の方に予診票を郵送します。

●高齢者肺炎球菌予防接種

問合先 感染症対策課

☎ 4446-2643 ☎ 5744-1524

区内に住所を有する方で、接種日現在満65歳の方及びその他法令で指定されている方で過去に肺炎球菌(23価)の予防接種を受けたことが無い方を対象に実施しています。対象の方に予診票を郵送します。

●高齢者带状疱疹ワクチン予防接種

問合先 感染症対策課

☎ 4446-2643 ☎ 5744-1524

令和8年3月31日時点で65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の方(100歳以上の方については令和7年度に限り全員対象)及びその他法令で指定されている方で、過去に大田区の助成を使用して带状疱疹予防接種を受けたことが無い方を対象に実施しています。対象の方に4月下旬に予診票を郵送しています。

ホームヘルプなど

問合先 地域包括支援センター(➡82・83P)

●家族介護者支援ホームヘルプサービス

居家で介護している家族を支援するために、身体介護や生活援助のためのヘルパーを派遣します。区内に住所を有し、かつ居住する、要介護3から5の認定を受けている方で、家族により居家で介護を受けている方が対象です。

利用は、1回につき1時間単位で、年間24時間までです。利用者負担額は1割です。(生活保護受給者は負担なし)

●大田区高齢者緊急ショートステイ事業

65歳以上の方が、家庭で一時的に生活することが困難となった場合に、施設に宿泊し日常の生活の支援を受けることができます(65歳未満の初老期認知症に該当する方を含む)。要支援・要介護認定を受けた方が介護者の急病等緊急の要件で家庭で一時的に生活することが困難となった場合の利用については、担当のケアマネージャーにご相談ください。

訪問相談など

問合先 地域包括支援センター(➡82・83P)

●ねたきり高齢者訪問歯科支援

歯や入れ歯の具合、食べる機能(飲み込みにくい、むせるなど)について不安がある、在宅でねたきり、またはこれに準ずる状態にあるおおむね65歳以上の方で、歯科医療機関への通院が困難な方が対象です。歯科衛生士が訪問して口腔の状態などを確認した後、ご希望に応じて歯科医師が訪問診査を行います。診査の結果、治療を受ける場合は、健康保険等の自己負担が必要です。

●在宅高齢者等訪問相談

在宅で心身が虚弱状態にある方及びその家族に対し、運動、栄養、口腔に関することや介護者の健康について、保健師、歯科衛生士、栄養士、理学療法士などが訪問して相談に応じます。

給付・貸与

問合先 地域包括支援センター(➡82・83P)

●出張理美容サービス

65歳以上で、要介護3相当以上かつねたきり、またはこれに準ずる状態にある方に対し、自宅に理・美容師が訪問して整髪を行います。

●健康回復事業

65歳以上で、要介護3相当以上かつねたきり、またはこれに準ずる状態にある方、及びその方を在宅で介護されているご家族に対し、自宅または治療院ではり、きゅう、マッサージを行います。

●寝台自動車利用料金助成

65歳以上で、要介護3相当以上かつねたきり、またはこれに準ずる状態にあり、寝台車以外に移動の手段をもたない方に、病院への通院・入退院、ショートステイなどで利用するときに寝台自動車の料金の一部を助成します。(車いすでのご利用はできません。)

●紙おむつ等の支給

区内に住所を有し、かつ現に居住し、介護保険要介護3から5と認定され、失禁のためおむつを必要とする方、要介護1・2と認定され、傷病により医師が紙おむつを必要と認めた方に、500点(1点10円)までの紙おむつを支給します。要介護認定を受けていない場合で

も、65歳以上で病院に入院し要介護状態で紙おむつが必要な方は、支給対象になる場合があります。

区が支給する紙おむつを使用できない病院に入院している方に対しては、1か月につき5,000円を限度におむつ代の助成をします。助成は申請月からです。申請日より前に遡って助成することはできません。

ただし、生活保護を受けている方、中国残留邦人等支援を受けている方、障害者総合支援法の日常生活用具の紙おむつの給付などを受けている方、介護保険施設に入所している方等は除きます。

●救急代理通報システム

65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、世帯全員が住民税非課税であり、疾病等のために日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方が対象です。病気などの緊急事態に陥ったとき、胸にかけたペンダント型無線発信器などを用いて、区の受託事業者の受信センターに通報することにより、受信センターが救急通報を行い、警備員が自宅に駆けつけます。火災監視については、選択できますのでご相談ください。

●補聴器購入費助成

住民税非課税世帯の65歳以上で耳鼻咽喉科医師が補聴器の必要性を認めた方に、補聴器を購入する費用について、35,000円を上限に助成します(ただし、聴覚障がいによる身体障害者手帳を所持している方は除きます)。

●いきいき高齢者入浴事業

問合先 高齢福祉課高齢者支援担当

☎5744-1252 ☎5744-1522

年度内に満70歳以上に到達する方に、年に36回、1回200円の自己負担で、また年1回無料で公衆浴場が利用できる入浴証を発行します。

住まいに関する助成等

●高齢者住宅改修費の助成(介護保険で要介護・要支援と認定された方)

問合先 地域包括支援センター(➡82・83P)

65歳以上の高齢者で、介護保険で要介護・要支援と認定された方で、在宅生活を続ける上で住宅の改修が必要と認められる方に費用を助成します。

住宅改修の内容は、浴槽、流し、洗面台、便器などの取り替え及び付帯工事です。利用者負担額は改修に要する費用または限度額のうち、低い額の1割、2割または3割です(介護保険の負担割合に準じます。生活保護受給者は負担なし)。内容ごとに助成限度額があります。必ず事前にご相談ください。

●住宅確保支援事業

問合先 住宅・空家相談窓口

☎5744-1343 ☎5744-1558

区内に1年以上居住し、転居先となる区内の民間賃貸住宅を探している65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上と60歳以上の者のみの世帯に対して、住宅探しを

支援します。

①協力不動産店リストの提供

②賃貸借契約時に保証人を確保できない方に保証会社の紹介及び加入費の一部助成

③保証会社利用時の緊急連絡先代行サービスの紹介及び利用料の一部助成

④緊急通報サービスの紹介及び利用料の一部助成

⑤入居者死亡保険加入費(残存家財(遺品)整理等を補償内容に含むもの)の一部助成

(②～⑤は支給要件あり。⑤は65歳以上の単身者または65歳以上の単身者を新規に入居させた賃貸人及び管理会社に限る。)

●生活支援付すまい確保事業

問合先 建築調整課住宅政策担当

☎5744-1449 ☎5744-1558

住宅確保支援事業で民間賃貸住宅の入居契約に至らなかった高齢者に対して、すまいの確保と入居後の安心を支援します。

区内に引き続き1年以上居住している65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上と60歳以上の高齢者のみの世帯が対象です。

▽物件探しのお手伝い

▽入居後の安否確認

▽家主等からの相談対応

●転居一時金助成

問合先 住宅・空家相談窓口

☎5744-1343 ☎5744-1558

区内の民間賃貸住宅に3年以上(火災等により居住できない場合を除く)居住する65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上と60歳以上の者のみの世帯に対して区内に転居する場合に転居費用の一部を助成します(事前申請・所得制限あり)。ただし、家主等が転居のための費用を負担する場合を除きます。

次のいずれかに該当すること。

▽現に居住している賃貸住宅(現住所)の取壊しや、家主の都合による契約更新拒否で立ち退きを要求されている。

▽現住居の築年数がおおむね30年以上経過しており、かつ、専用トイレ又は専用台所がない等の住宅に居住している

▽現住居が火災等の非常事態のため、居住を継続することが困難であると認められる

▽高齢者世帯のうち、主たる生計維持者の死亡により、世帯の所得が著しく減少したことにより、現住居より低額な家賃の民間賃貸住宅へ1年以内に転居する単身高齢者

高齢者向け住宅

問合先 高齢者住宅管理窓口

☎5744-1346 ☎6428-6973

区内に引き続き3年以上居住している65歳以上の単身者または二人世帯(60歳以上の二親等内の親族、配偶者または東京都パートナーシップ宣誓制度のパート



ナーシップ関係の方と世帯を構成し、その期間が1年以上経過していること)の方が、住宅に困っている場合、以下の高齢者向け住宅があります。

●高齢者アパート

住宅に困っている高齢者に、生活の安定を図ることを目的とし、区が民間から借り上げたアパートを提供しています。

高齢者住宅管理窓口で随時申し込みを受け付けています。

●シルバーピア

高齢者の生活に配慮した安全で利便性の高い住宅です。緊急時の対応や日常生活の相談にも応じられるよう生活協力員が居住又は派遣されています。

申込用紙は、募集期間に高齢者住宅管理窓口と特別出張所で配布します。募集期間などは区報等でお知らせします。

住宅募集の優遇

●都営住宅

問合先 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

☎ 3498-8894

テレフォンサービス

☎ 6418-5571

都営住宅に申込みの際、当選率が高くなる、甲優遇(公害病認定患者、難病患者など)及び乙優遇(生活保護受給世帯、ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障がい者世帯など)の制度を設けています。

●区営住宅

問合先 大田区住宅管理センター

☎ 3730-7325

区営住宅に申込みの際、当選率が高くなる、優遇(心身障がい者、公害病認定患者、難病患者、DV被害者世帯、犯罪被害者世帯、若年ファミリー世帯など)の制度を設けています。

くらしに関するサービス

●助っ人サービス

問合先 (社福)大田区社会福祉協議会

おおた地域共生ボランティアセンター

☎ 5703-8230 ☎ 3736-5590

地域の絆サポーターが、電球の交換や季節の衣類の出し入れ等のちょっとした困りごとを、単発でサポートします。

※ご家庭にサポートできる方がいない65歳以上の方が対象となります。

▽費用 利用料300円(20分以内)

●地域のボランティアによる食事サービス

問合先 (社福)大田区社会福祉協議会

おおた地域共生ボランティアセンター

☎ 3736-5555 ☎ 3736-5590

65歳以上の方や障がい・要介護認定のある方で、世

帯の状況により食事の準備に支障がある方に、地域のボランティアが定期的に食事をお届けしている団体を紹介します。費用は一食当たり500～700円です。

●緊急通報サービス紹介事業

問合先 (社福)大田区社会福祉協議会

おおた地域共生ボランティアセンター

☎ 5703-8230 ☎ 3736-5590

区内在住の65歳以上または心身に障がいのある方に、自宅内での緊急時に通報ボタンを押すと緊急連絡先への通報や、警備員の駆け付け等の対応をする業者を紹介します。

▽利用料 月額2,750円～

見守りサービス

●ほほえみ訪問事業

問合先 (社福)大田区社会福祉協議会

おおた地域共生ボランティアセンター

☎ 5703-8230 ☎ 3736-5590

65歳以上の方または心身に障がいのある方へ、地域の絆サポーターがひと月に2回程度訪問し、玄関先でのあいさつや会話を通して安否確認や地域の情報を提供します。

※この訪問は、ご本人の了承を得て行います。絆サポーターはお部屋の中へはあがりません。

▽費用 無料

●ひとり暮らし高齢者の登録

問合先 地域包括支援センター(⇒82・83P)

65歳以上のひとり暮らしで、同一敷地内又は隣地に配偶者又は三親等以内の血族がいない方が登録できます。登録者のうち70歳以上の方には、区内の福祉理美容店で使用できる補助券を1年に2枚支給します。

※普通調髪の場合の自己負担額は1,200円です。

●見守りキーホルダー登録

問合先 地域包括支援センター(⇒82・83P)

区内にお住まいの65歳以上の高齢者の方に、緊急連絡先や医療情報等をあらかじめ区に登録していただくことで、緊急時に備えるものです。登録された方には、登録番号が入ったキーホルダーをお渡しします。希望する方には、カード、シール、衣服に貼るアイロンシールをお渡しします。登録者には年に1回、誕生月に登録情報の更新をお願いしています。

●高齢者見守りメール

問合先 高齢福祉課高齢者支援担当

☎ 5744-1268 ☎ 5744-1522

ご家族からの依頼により、行方不明となった認知症などの高齢者の情報を、事前に登録いただいた協力員のスマートフォン等に配信し、可能な範囲で検索のご協力を呼びかけます。



敬老祝金等

●米寿お祝いメッセージカード贈呈

問合先 各地域福祉課(⇒25P)

年度内に満88歳の誕生日を迎える方に、お祝いメッセージカードを敬老の日前後に贈呈します(8月15日現在かつ贈呈時に大田区に住所を有する方)。

●百歳以上長寿者祝金

問合先 高齢福祉課高齢者支援担当

☎5744-1430 ☎5744-1522

年度内に満100歳の誕生日を迎える方に30,000円、8月15日現在区内男女最高齢の方に50,000円を、敬老の日前後に贈呈します(ともに8月15日現在かつ贈呈時に大田区に住所を有する方)。

●敬老の日お祝いメッセージカード贈呈

問合先 (社福)大田区社会福祉協議会

☎3736-2021 ☎3736-2030

▽事業内容等

区の敬老祝金贈呈にあわせて、イベント参加区民の協力により作成したお祝いメッセージカードをお贈りします。

▽対象者

8月15日現在かつ贈呈時に大田区に住所を有し、次に該当する方

- ①年度内に満100歳の誕生日を迎える方
- ②8月15日現在区内男女最高齢の方

社会参加・生涯学習

●シニアクラブ

問合先 高齢福祉課高齢者支援担当

☎5744-1252 ☎5744-1522

シニアクラブは、老後の生活を健全で豊かなものにするため、地域の高齢者が自主的に集まり、ボランティア、健康増進、生きがいを高めるための活動を行っている会員組織の団体です。区ではシニアクラブに助成金を交付しています。(個人が加入申込するときは各クラブへ)

●シルバーパス

問合先 一般社団法人東京バス協会

☎5308-6950

満70歳以上の都民の方(寝たきりの方は除く)は都営民営バス(19社)、都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナー、八丈町営バス、三宅村営バスがご利用できる東京都シルバーパスを12,000円(制度見直しまでの軽減措置)で購入できます。また、住民税が「非課税」の方や、住民税が「課税」であっても前年の合計所得額が135万円以下の方は1,000円で購入できます。

ご購入の際はどちらも必要書類を持参のうえ、東京都内のバス営業所等でお申し込みください。必要書類の詳細やご不明な点は、上記のシルバーパス専用電話にお問い合わせください。

老人いこいの家(ゆうゆうくらぶ)

問合先 高齢福祉課高齢者支援担当

☎5744-1252 ☎5744-1522

60歳以上の区内在住または在勤の方が、教養の向上・レクリエーションの場として、無料で利用できる施設です。元気維持と介護予防を目的に各種事業を行っています。詳細は各施設にお問い合わせください。

▽利用時間 午前9時～午後5時

▽休館日 祝日(敬老の日を除く)、
12月29日～1月3日、日曜

シニアステーション事業

問合先 高齢福祉課高齢者支援担当

☎5744-1252 ☎5744-1522

元気維持・介護予防の機能と、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能との連携により、高齢者の元気維持や介護予防、社会参加から最適な介護サービスへの切れ目のない支援を提供する事業です。入新井地区、馬込地区、嶺町地区、田園調布地区、千束地区、蒲田西地区、羽田地区、糎谷地区の8地区で実施しています。

施設名	住所	電話番号
入新井	大森北4-6-7 大森北四丁目複合施設2階	5763-5564
馬込	中馬込1-19-1-101	5709-8011
南馬込	南馬込3-13-12	6429-7651
東嶺町	東嶺町20-4	3753-3008
田園調布	田園調布2-58-5	6715-6900
田園調布西	田園調布4-44-9	3721-8066
千束	北千束2-35-8 千束特別出張所内	6451-7660
新蒲田	新蒲田1-18-16 新蒲田一丁目複合施設3階	6715-9731
羽田	羽田1-18-13 羽田地域力推進センター2階	6423-7220
糎谷※1	西糎谷4-29-16-202	6423-7033

※シニアステーション糎谷では、おおむね55歳以上の方(プレシニア)を対象とした就労支援事業、社会参加活動支援事業も行っています。(⇒128P)

区内の高齢者福祉施設

高齢者福祉施設には、地域包括支援センター、老人いこいの家(ゆうゆうくらぶ)、シニアステーションのほか、軽費老人ホーム(B型)、都市型軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター等があります。

各施設の住所と電話番号は、ダイヤルガイド(⇒137・144・145・146P)をご覧ください。

障がい者支援

相談窓口

●各地域福祉課

問合せは25ページをご覧ください。

●障がい者総合サポートセンター

問合せ 相談支援部門

☎5728-9433 ☎5728-9437

全ての障がいに関する各種相談、障がい者虐待防止に関すること、専門職による相談等を行っています。

障害福祉サービス

障害者総合支援法のもとでは、障がいの種類や年齢によらない共通の福祉サービスが、身近な地域において受

けられるようなしくみになっています。なお、介護保険サービスが利用できる場合は、介護保険が優先となります。

●利用までの流れ

①相談・申請	「相談窓口」へご相談ください。
↓	
②サービス等利用計画案の作成依頼	指定相談支援事業所へ作成を依頼してください。
↓	
③同行援護アセスメント調査	同行援護を希望するときのみ必要です。
↓	
④聴き取り調査(心身の状況に関する80項目調査)	心身の状態をお伺いします。全国共通の調査項目により行われています。
↓	
⑤障害支援区分の認定(審査会での審査・判定)	④の調査結果と医師の意見書をもとに認定します。
↓	
⑥サービス利用意向調査	サービスの内容、利用目的等具体的な意向を伺います。
↓	
⑦サービス等利用計画案の提出	②で作成した計画案を提出してください。
↓	
⑧支給(給付)決定※	①～⑦の結果を踏まえて、給付の可否を決定します。支給決定されると、受給者証が交付されます。
↓	
⑨サービス等利用計画の作成	②を作成した指定特定相談支援事業者に、サービス等利用計画の作成を依頼してください。
↓	
⑩利用計画・サービス利用・利用者負担額の支払	指定障害福祉サービス事業者等と利用契約を結び、サービスの利用を開始します。利用後に、利用者の支払い能力に応じた利用者負担額をお支払いください。

希望するサービスによって、流れは以下のとおりとなります。

- ・介護給付費(同行援護を除く)…①、②、④～⑩
- ・同行援護…①～③、⑥～⑩
- ・訓練等給付…①、②、④、⑥～⑩(④については省略可)
- ・地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)…①、②、④、⑥～⑩

※訓練等給付のうち「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」については、2か月以内の暫定支給経過後に、サービスが適正か判断して本支給決定を行います。

※地域相談支援の④については、心身の状況に関する、簡易な聴き取り調査を行います。

※共同生活援助で、入浴、排せつ又は居宅介護を受けることを希望する場合や日中サービス支援型の共同生活援助を希望する場合は⑤についても行います。



福祉

●サービスの内容

障害福祉サービス(介護給付)

サービスの名称	内 容
居宅介護(ホームヘルプ)	居宅で入浴や排せつ、食事などの身体介護、掃除や洗濯などの家事援助、通院等介助を行います。
重度訪問介護	肢体に重度の障がいがあり常に介護が必要な人や、知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難があり、常に介護が必要な人に、居宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護の必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより危険を回避することが困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、主として昼間において医療機関などで機能訓練や療養上の管理、看護及び介護を行います。
生活介護	常に介護が必要な人に、主として昼間において施設で入浴や排せつ、食事などの介護を行うほか、創作活動などの機会を提供します。
短期入所(ショートステイ)	自宅において介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
施設入所支援	主として夜間において、施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事などの介護を行います。

障害福祉サービス(訓練等給付)

サービスの名称	内 容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわたり、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援などを行います。
就労継続支援 (A型(雇用型)、B型)	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援	就労移行支援や就労継続支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う生活課題が生じている人に、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
就労選択支援	就労移行支援や就労継続支援の利用希望者及び現に就労移行または就労継続支援を利用している人に、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援を行います。
自立生活援助	施設を利用していた人が、一人暮らしをはじめたときに、生活や健康などに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間の共同生活の場において、入浴、排せつ、食事などの介護、又は、一人暮らし等への移行を希望する入居者について、一人暮らし等への移行及び移行後の定着に関する相談その他日常生活上の援助を行います。

地域相談支援

サービスの名称	内 容
地域移行支援	施設等に入所・入院している人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活している人に、常時の連絡体制の確保や緊急の事態等に相談などの支援を行います。



福祉

障害児通所支援サービス

問合先 障害福祉課認定・給付担当

☎ 5744-1316 ☎ 5744-1555

児童福祉法に基づき、心身の発達に何らかの心配や

障がいのあるお子さんの発達を支援する療育事業です。

サービスの詳細や利用を希望される場合は、お問い合わせください。

サービスの名称	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能習得並びに集団生活への適応のための支援、その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児について、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

手帳・手当

●身体障害者手帳

問合先 各地域福祉課(⇒25P)

身体に障がいがある方が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に、本人(15歳未満の場合は保護者)の申請に基づいて交付されます。各種の更生援護を受けるための前提となります。

障がいの程度により1～7級にわかれています(ただし、肢体不自由の7級単独では手帳は交付されません)。

●愛の手帳(療育手帳)

(1) 問合先 各地域福祉課(⇒25P)

(2) 判定

18歳未満…品川児童相談所

☎ 3474-5442 ☎ 3474-5596

所在地 品川区北品川3-7-21

18歳以上…東京都心身障害者福祉センター

☎ 3235-2961 ☎ 3235-2968

所在地 新宿区神楽河岸1-1

知的障がいのある方が、いろいろなサービスを受けるために必要な手帳として東京都が独自に設けています。なお、国の制度として療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。

障がいの程度を総合判断し、1度～4度に該当すると認められた場合に交付されます。

●精神障害者保健福祉手帳

問合先 各地域福祉課(⇒25P)

精神障がいを有する方のうち、精神障がいのため長期間、日常生活または社会生活への制約がある方。

障がいの程度により1～3級にわかれています。

●東京都重度心身障害者手当

問合先 障害福祉課障害者支援

☎ 5744-1251 ☎ 5744-1555

各地域福祉課(⇒25P)

▽対象 次のいずれかに該当する方(ただし、所得基準超過者、施設に入所または、3か月を超えて入院している場合は対象となりません。また、65歳以上の方は新規の申請はできません。)

① 重度の知的障がい、日常生活において常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状がある方

② 重度の知的障がいと重度の身体障がい重複している方

③ 重度の肢体不自由で、両上肢・両下肢とも機能が失われ、かつ座っていることが困難な障がいのある方

▽手当額 月額60,000円

●大田区心身障害者福祉手当

問合先 障害福祉課障害者支援

☎5744-1251 ☎5744-1555

各地域福祉課(⇒25P)

▽対象 次に該当する在宅の方

年齢	障がいの程度	手当月額
20歳以上	身体障害者手帳1～2級	17,500円
	愛の手帳1～3度	
	脳性まひ・進行性筋萎縮症	12,000円
	☆特殊疾病(難病)など	
0歳～ 20歳未満	身体障害者手帳1～2級	4,500円
	愛の手帳1～3度	
	脳性まひ・進行性筋萎縮症	
	☆特殊疾病(難病)など	
0歳～	身体障害者手帳3級	4,500円
	愛の手帳4度	
	精神障害者保健福祉手帳1級	

☆小児慢性特定疾病受給者証が交付された方についても、この手当の対象になる場合がありますので、ご相談ください。

▽支給対象外

- 1 所得基準を超過した方(20歳未満は受給者本人及び保護者の所得)
- 2 施設に入所している方
- 3 65歳以上の新規申請の方

●特別障害者手当

問合先 障害福祉課障害者支援

☎5744-1251 ☎5744-1555

各地域福祉課(⇒25P)

▽対象 20歳以上で、精神または身体に重度の障がいがあるため日常生活に常時特別の介護を必要とする方で、手当の判定基準に該当する方(専用の診断書による判定があります)。

障害者手帳を所持していなくても、重度の障害が認められれば対象となる場合があります。(ただし、所得基準超過者、施設に入所または、3か月を超えて入院している場合は対象となりません)

▽手当額 月額29,590円(令和7年4月現在)

●障害児福祉手当

問合先 障害福祉課障害者支援

☎5744-1251 ☎5744-1555

各地域福祉課(⇒25P)

▽対象 20歳未満で、重度の障がいがあるため日常生活に常時介護を必要とする方で、障がいの程度が次のいずれかに該当する方(ただし、所得基準超過者、施設に入所または、本人が障がいを理由とする公的年金を受けている場合は対象となりません)

- ①身体障害者手帳1級または2級(一部)程度の方
- ②愛の手帳1度または2度程度の方
- ③①②と同程度の疾病・精神障がいのある方

※障がいの状況によっては、医師の審査で該当しないことがあります。

▽手当額 月額16,100円(令和7年4月現在)

年金

●障害基礎年金

問合先 国保年金課国民年金係

☎5744-1214 ☎5744-1516

20歳前や国民年金加入中、及び60歳から65歳の間に病気やケガで障害を負い、その程度が法で定める状態になったときに支給されます。20歳以上の方は初診日の前々月までに一定の納付要件を満たしていることが必要です。20歳に達する前に初診日がある方は、納付要件はありませんが、本人の所得による支給制限があります。

医療

●心身障害者(児)医療費の助成(☎受給者証)

問合先 障害福祉課障害者支援

☎5744-1251 ☎5744-1555

各地域福祉課(⇒25P)

次の項目すべてに該当する方が健康保険証を使って病院、診療所で診療、薬剤の支給など保険診療を受けた費用のうち一部を助成します。ただし所得制限があります。

- 65歳未満の方(65歳以上の方でも都外から転入された方で、65歳未満で障がい認定を受けた方は、該当する場合がありますのでお問い合わせください。また、65歳以上で一定の障がいのある方については、75歳未満でも後期高齢者医療制度の対象となる場合がありますのでお問い合わせください)
- 身体障害者手帳1級、2級(内部障がいがある方は3級、また内部障がい4級であっても障がいの重複により3級と認定された方を含む)、愛の手帳1度、2度、精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 国民健康保険及び社会保険の加入者

●自立支援医療(精神通院医療)

問合先 各地域福祉課(⇒25P)

精神障がいの方が精神科等に通院している場合、その医療費の助成を行います。原則として医療費の1割が自己負担となりますが、一定の要件を満たす方は全額が助成されます。

●自立支援医療(更生医療)

問合先 各地域福祉課(⇒25P)

指定医療機関において身体障がい者の方の職業能力を増進、あるいは日常生活の便宜を増すため、障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする医療について助成する制度で、医療保険の自己負担分の一部ないし全額を公費で助成します。

なお、所得によっては助成が非該当となる場合があります。



福祉

●自立支援医療(育成医療)

問合先 各地域健康課(➡26P)

身体に、現在又は将来において機能障がいを残す可能性があり、治療後に機能回復が見込まれる18歳未満の児童に対し指定医療機関において、必要な医療の支給を行う制度で、健康保険の自己負担分の一部を公費で負担します。

●難病医療費の助成

問合先 各地域福祉課(➡25P)

認定された病気について、医療保険、介護保険(「介護療養施設サービス」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「介護予防訪問看護」「介護予防訪問リハビリテーション」「介護予防居宅療養管理指導」)を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額が助成されます。

生活のお手伝い

問合先 各地域福祉課(➡25P)

●補装具費の支給

日常生活を容易にするため、身体障がい者(児)等(難病等患者を含む)の失われた身体機能を補完・代替する補装具(視覚障がい者安全つえ、補聴器、義手、義足など)の交付と修理に要する費用を支給します。一定の自己負担額があります。ただし、本人または配偶者に区市町村民税所得割が46万円以上の方がいる場合は対象となりません。(18歳未満の障がい児を除く)

●日常生活用具の給付

在宅の障がい者(児)等(難病等患者を含む)の日常生活を容易にするための福祉用具を現物で給付します。一定の自己負担額があります。また、本人または配偶者に区市町村民税所得割が年額46万円以上の方がいる場合は対象となりません。(18歳未満の障がい児を除く)

●小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付

問合先 各地域健康課(➡26P)、健康づくり課

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、在宅で日常生活を営むのに支障があり、用具の給付を必要とする方に給付します(障がい者の日常生活用具給付の対象の場合は除く)。住民税の所得割額に応じ自己負担額があります。

●福祉電話

在宅の重度心身障がい者(児)がいる生活保護世帯または、所得税・住民税非課税世帯に電話を貸与します。電話には障がい者の必要に応じて福祉機器をつけることができます。また、生活保護世帯へ電話使用料の補助も行っています。

●訪問入浴サービス

家庭において入浴することが困難な在宅の重度心身障がい者(児)等の自宅へ巡回入浴車を派遣し、室内で入浴のサービスを行います。

●寝具の水洗い・乾燥

在宅の寝たきり重度心身障がい者(児)で、寝具の乾燥が困難な状態にある方の身の辺の清潔を保つために寝具の水洗い、乾燥をします。

●出張理髪サービス

家族が理髪することが困難な在宅の寝たきり重度心身障がい者に出張サービスを行います。

●救急代理通報システム

ひとり暮らしなどの在宅の重度身体障がい者等が、家庭内で病気や事故などの緊急事態に陥ったとき、無線発信機器等を用いて、区の受託事業者の受信センターに通報することにより、受信センターが救急通報を行い、警備員が自宅に駆け付けます。

加えて、火災に備えて火災警報器を給付し、火災が発生した時に区の受託事業者の受信センターに自動通報され、受信センターが消防庁に火災通報を行い、警備員が自宅に駆け付けるようにすることもできます(所得制限あり)。

●紙おむつ支給事業

在宅で3歳から64歳までの常時失禁状態のある重度心身障害者に年4回配布します。

他に要件がありますのでお問い合わせください。

介護・デイサービス

問合先 各地域福祉課(➡25P)

●緊急一時保護

保護者や家族等介護者の事情により、一時的に家庭における介護が困難となった心身障がい者(児)を保護する制度です。

●身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者・障がい児ホームヘルプサービス

身体介護や家事援助を行います。障害福祉サービスのうち、介護給付に該当し、居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援があります。

生活圏をひろげる

●福祉タクシー・自動車燃料費(移送サービス利用券)

問合先 各地域福祉課(➡25P)

障害福祉課障害者支援

☎5744-1251 ☎5744-1555

下肢・体幹機能障がい1～3級、移動機能障がい1～3級、視覚障がい1・2級、内部障がい1・2級、愛の手帳1・2度のいずれかに該当する心身障がい者(児)に、タクシー、自動車燃料費に利用できる移送サービス利用券を交付します。交付枚数は、年齢等の区分に応じて、1か月につき200円券12～20枚となります。ただし、障がい者施設等入所者は年度内2か月分を限度として交付します。また、特別養護老人ホームに入所している方は対象になりません。



●自動車運転免許取得費の助成

問合先 各地域福祉課(⇒25P)

自動車運転免許(第一種普通自動車免許)を取得する身体障がい者に教習費用の一部を助成します。原則として教習所で教習を始める前に申請してください。なお、普通車の限定解除に要する経費の一部についても助成します。

本人の前年(申請日の属する月が1月から6月までの場合にあっては前々年)の所得税が年額40万円以下の方が対象です。

●各種の交通運賃の割引

割引等の種類	問合先
鉄道運賃等	JR、私鉄線の各駅
都営交通の無料パスと割引	各地域福祉課(⇒25P) 障害福祉課障害者支援 ☎5744-1251
民営バスの割引	☎5744-1555
有料道路通行料金の割引	
精神障害者都営交通乗車証	都営地下鉄などの定期販売所
タクシー運賃の割引	(一社)東京ハイヤー・タクシー協会 ☎3264-8080
航空運賃の割引	各航空会社

※対象となる障害種別等は異なりますので、ご確認ください。

●自動車改造費の助成

問合先 各地域福祉課(⇒25P)

身体障がい者が自動車を取得するとき、その自動車を運転するにあたり必要な改造に要する費用を助成します。必ず改造する前に申請してください。

本人の前年(申請日の属する月が1月から6月までの場合にあっては前々年)の所得税が年額40万円以下の方が対象です。

●車いすの貸出し(無料)

	対象	貸出期間	窓口
区制度	区内に在住の心身障がい者(児)	3か月	上池台障害者福祉会館1階受付 ☎3728-3111 ☎3726-6677
都制度	都内在住の心身障がい者及びその関係団体等	3か月	東京都心身障害者福祉センター 障害認定課認定調整担当 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 ☎3235-2961 ☎3235-2959

就労

●障害者就労支援事業

問合先 障がい者総合サポートセンター

☎5728-9436 ☎5728-9439

心身障がい者の就労に関する相談、就労の促進・定着支援を行います。また、就労支援ネットワークの推進、就労に関する調査等を行います。

●移動支援

問合先 各地域福祉課(⇒25P)

屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者(児)、全身性障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、難病の方(対象の疾病)のうち、介護者等の状況を考慮して、外出時に移動の介護が必要と認められる方。

●重度身体障がい者ガイドヘルパー派遣

問合先 各地域福祉課(⇒25P)

18歳以上の上肢、下肢、体幹のいずれかの障がい程度が1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方で、自力で移動することが困難な重度の肢体不自由者で、官公庁、各種行事、冠婚葬祭等(通院は除く)で外出する際の付添いが得られない場合にガイドヘルパーを派遣します。

●手話通訳者、奉仕員の派遣

問合先 障がい者総合サポートセンター

☎5728-9355 ☎6303-7171

身体障害者手帳を持っている聴覚障がい者の方が、手話通訳者がいない官公庁、医療機関などで手話通訳を必要とする場合、手話通訳者、奉仕員を派遣します。



福祉

障がい者サービス

●区立図書館の障がい者サービス

来館が困難な方のために宅配サービスを行っています。視覚障がいのある方等のために、対面朗読や大型活字本の貸出し、録音図書の貸出しや製作も行っています。(文化の森、田園調布せせらぎ館を除く)

区立図書館の問合先は、30ページをご覧ください。

●おおた区報・区議会だより音声版の貸出し

問合先 障がい者総合サポートセンター声の図書室

☎5728-9434 ☎5728-9438

声の図書室では、視覚障がいのある方や障がいなどにより活字の読書が困難な方に「おおた区報」及び「区議会だより」音声版をCDで貸出します。事前に登録が必要です。登録についてはお問い合わせください。他にも、録音図書、録音雑誌、点字図書、点字雑誌の製作と貸出し等を行っています。

住まい

●都営住宅募集の優遇

問合先 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

☎3498-8894

テレフォンサービス

☎6418-5571

心身障がい者世帯の方は一般世帯向け住宅募集で優遇があります。車いす住宅の募集も行っています。詳細はお問い合わせください。

●住宅改造相談・助成

問合先 各地域福祉課(➡25P)

身体障害者手帳の交付を受けた重度障がい者(児)等の方(65歳以上の方を除く)に、住宅改造の相談及び助成をしています。改造を行う前にご相談ください。

●住宅確保支援事業

問合先 住宅・空家相談窓口

☎5744-1343 ☎5744-1558

区内に1年以上居住し、転居先となる区内の民間賃貸住宅を探している身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方がいる世帯に住宅探しを支援します。ただし、②から④の助成は身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～2級に該当する者のいる世帯が対象です。

- ①協力不動産店リストの提供
- ②賃貸借契約時に保証人を確保できない方に保証会社の紹介及び加入費の一部助成
- ③保証会社利用時の緊急連絡先代行サービスの紹介及び利用料の一部助成
- ④緊急通報サービスの紹介及び利用料の一部助成
(②～④は支給要件あり)

●転居一時金助成

問合先 住宅・空家相談窓口

☎5744-1343 ☎5744-1558

区内の民間賃貸住宅に3年以上(火災等により居住できない場合を除く)居住する身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上又は精神障害者保健福祉手帳2級以上に該当する者のいる世帯に対して区内に転居する場合に転居費用の一部を助成します(事前申請・所得制限あり)。ただし、家主等が転居のための費用を負担する場合を除きます。

次のいずれかに該当すること。

- ▽現に居住している賃貸住宅(現住居)の取壊しにより、立退きを要求されている。
- ▽家主の都合による契約更新拒否で立退きを要求されている。
- ▽現住居の築年数がおおむね30年以上経過しており、かつ専用トイレ又は専用台所がない等の住居に居住している。
- ▽現住居が火災等の非常事態のため、居住することが困難であると認められる。

福祉オンブズマン制度

問合先 広聴広報課福祉オンブズマン担当

☎5744-1130 ☎5744-1553

区が行い、または関与する福祉サービスに関する苦情などを、公正かつ中立な立場で調査することにより福祉の向上を図る制度です。

福祉オンブズマンは4人で、福祉や法律の専門家です。福祉オンブズマンによる相談は予約優先で、毎週火曜(休日及び12月29日～1月3日を除く)の午前9時から正午までです。その他の日時は、担当職員がお話を伺い福祉オンブズマンに引継ぎます。苦情の申立てができるのは、福祉サービスを現在受けている、サービスを受けられなくなった、受けようとしたサービスの申請を認められなかった方などです。

苦情申立書が出されると、福祉オンブズマンが調査し、その結果を通知します。必要な場合は、区にサービスの内容を是正するよう勧告をしたり、制度の改善をするよう意見表明をします。詳細はお問い合わせください。



福祉

生活にお困りの方へ

生活保護その他のご相談

問合先 各生活福祉課(→25P)

生活にお困りの方、母子・父子家庭、家庭内の問題などにお悩みの方の相談に応じます。

●生活保護

病気や失業などのため、生活費や医療費に困り、ほかに方法がないときは一定の条件により生活保護が受けられます。

●女性相談

●母子・父子家庭支援

101ページをご覧ください。

●中国残留邦人等支援相談

永住帰国した中国残留邦人等の方が地域で安心して生活できるように、相談員が支援給付の受付・相談に応じています。事前に電話予約のうえ、ご相談においでください。

●家庭相談

家庭内の問題、結婚、離婚、その他人間関係についてお悩みの方の相談に応じています。調停申立て、法律相談等を受ける前に問題の整理をお手伝いします。事前に電話予約のうえ、ご相談においでください。相談日は以下、時間はいずれも午後1時～5時です。

生活福祉課	相談日
大森	水・金曜
調布	月・木曜
蒲田	火・金曜
荏谷・羽田	月・木曜

生活困窮者自立支援事業

問合先 大田区生活再建・就労サポートセンター
JOBOTA(ジョボタ)

☎6423-0251 ☎6423-0261

JOBOTAは、さまざまな理由により経済的に困りで、生活・仕事・住まいなどについてのお悩みを抱える方のための無料相談窓口です。窓口や電話でのご相談はもちろん、自宅等への訪問による相談も受け付けています。詳細はホームページをご覧ください。

▽開設日時 月～土曜(祝日を除く)

午前10時～午後6時

▽ホームページ



民生委員・児童委員

問合先 福祉管理課援護係

☎5744-1245 ☎5744-1520

民生委員は、生活に困っている方や、障がい、高齢などにより生活上の悩みをお持ちの方のために、区内でご相談を受けています。また、民生委員は児童委員も兼ね、児童に関わる諸問題についても、児童問題専任の主任児童委員とともに、ご相談を受けています。

そして、それらの悩みや問題を解決につなげるため、必要な情報を提供したり区の窓口や専門機関に橋渡しを行います。

生活福祉資金

問合先 (社福)大田区社会福祉協議会生活相談担当

☎3736-2026 ☎3736-2030

所得の少ない世帯などを対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行う社会福祉制度です。

高校・大学等の学費や葬祭費用など、具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行います。詳細はお問い合わせください。

応急小口資金

問合先 福祉管理課援護係

☎5744-1245 ☎5744-1520

区内転居、災害、葬儀など応急に必要とする資金にお困りの方で、要件(所得が基準以下である、特別区民税・都民税に滞納がないなど)に該当する方に、その費用の全部又は一部を一定期間無利子でお貸しする制度です。1世帯あたり18万円以内、特別な場合は45万円以内です。詳細はお問い合わせください。

住居確保給付金

問合先 大田区生活再建・就労サポートセンター
JOBOTA(ジョボタ)

☎6423-0251 ☎6423-0261

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、原則3か月間を限度に住居確保給付金を支給します。詳細はお問い合わせください。